関税割当公表第１号

20250212貿第2号

令和７年３月１０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経済産業省

２０２５年度のメキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当てについて（案）

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成１７年経済産業省令第８号。以下「省令」という。）第６条の規定に基づき、２０２５年度のメキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当てについて（以下「メキシコ公表」という。）、下記のとおり定めて公表する。

　なお、本メキシコ公表に変更等が生ずる場合には、ホームページ等によりお知らせする。

記

第１　関税割当てを行う物品及び関税率表番号

この公表により関税割当てを行う物品（以下「物品」という。）及びその関税定率法（明治４３年法律第５４号）別表の番号（以下「関税率表番号」という。）は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 関税率表番号 | 物　　　　　品 |
| 2918.142918.15-1 | くえん酸及びくえん酸カルシウム |

第２　割当枠の総量

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下、日・メキシコ経済連携協定という。）に基づく以下に掲げる数量。

・くえん酸及びくえん酸カルシウム：２００メートル・トン

第３　申請受付日

１　申請受付日

２０２５年４月１日（火）から２０２６年３月３日（火）まで（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる日）を除く。）

２　申請受付時間

午前１０時から午前１１時４５分まで及び午後２時から午後４時まで

第４　申請窓口

経済産業省商務・サービスＧ生物化学産業課

東京都千代田区霞が関１－３－１

第５　発給窓口

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課

東京都千代田区霞が関１－３－１

第６　申請者の要件

当該物品について、日・メキシコ経済連携協定附属書一の日本国の表に基づく規定によりメキシコ政府が発給する証明書（以下「メキシコ証明書」という。）を有する者であって、当該メキシコ証明書の「輸入者」の欄に記載された者と同一である者。

第７　提出書類

１　申請の際に提出する書類は次のとおり。

（１）関税割当申請書（省令様式第１）　１通

（２）法人の場合は、法人の印鑑証明書　原本１通（申請日前１か月以内に交付されたもの）

（３）個人事業者の場合は、個人事業者本人の印鑑登録証明書　原本１通（申請日前１か月以内　　　に交付されたもの）

（４）メキシコ証明書　原本※及び写し　各１通

（※）原本は、受付確認後直ちに返却する。

（５）法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 　１通

２　この公表により２回目以降の申請となる場合は、１（２）又は（３）の書類を省略するものとする。

第８　申請数量及び割当方法

メキシコ証明書に記載されている数量を申請数量とし、その数量の範囲内で割り当てるものとする。

第９　証明書の発給

１　各申請者への関税割当証明書（以下「証明書」という。）の発給は、申請要件等を満たしたときは、原則として申請日の翌日から起算して４日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に証明書を第５の発給窓口にて発給するものとする。

なお、審査に時間を要する案件の場合は、証明書の発給が遅れることがある。

２　申請要件を満たしていない、提出書類に不備がある等の不適格であることが確認できる場合は、証明書を発給しない。

第１０　証明書の有効期間

割当年月日から２０２６年３月３１日までとする。

第１１　関税割当てを受けた者の氏名等の公表

経済産業省は、この公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）、住所、法人番号を、『ＪＥＴＲＯ通商弘報』において公表する。

第１２　証明書の返納

１ 証明書の発給を受けた者が以下のいずれか一の事由に該当した場合、２　提出書類を第４　申請窓口まで速やかに提出しなければならない。

（１）証明書の割当数量を全て使用した場合

（２）証明書の有効期間が満了した場合

（３）証明書を使用しないこととなった場合

２ 提出書類

（１）証明書の原本

（２）関税割当返納確認書（公表様式第１）　２通

第１３ 関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について

この公表に定めるもののほか、証明書の分割、名義変更、内容変更及び再発給の手続、用語の解釈並びに申請書等の記載要領については、「メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当申請書並びに関税割当証明書の取扱い等について」（以下「メキシコ注意事項」という。）において定める。

第１４　その他

１　代理申請

申請時に提出書類の記載内容等の確認のため、メキシコ注意事項に定める場合を除き、代理申請は認めない。

２　身分確認

　　　申請窓口に問い合わせること。

３　追加資料の提出

受付後の審査に当たって、この公表に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合、経済産業省は、申請者に対して追加資料の提出及び説明を求めることがある。

４　関税定率法及び関税暫定措置法（以下「法律」という。）の改正等

この公表の施行後、法律の改正等により変更の必要が生じたときは『ＪＥＴＲＯ通商弘報』のほか、当省の関税割当ホームページにおいて公表する。　<http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_kuensan.html>

（以上）